

令和5年度第2回長野県契約審議会 次第

日時 令和5年9月12日（火）
14時～17時

場所 長野県庁議会棟 402号会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長の選任等

5 説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名

6 長野県の契約に関する条例及び取組方針の概要

7 長野県の契約状況

- (1) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の契約状況
- (2) 受注希望型競争入札の実施状況、建設工事等における全国落札率の推移
- (3) 森林整備業務の契約状況

8 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 取組方針の変更

ウ 入札参加資格の見直し

(ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約

(イ) 建設工事

(ウ) 森林整備業務

エ 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

オ 公用車燃料の調達に係る契約について

(2) 報告事項

ア 建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し（災害時の体制評価）

イ 業務委託の総合評価落札方式による対象の追加（工事監督支援業務）

9 その他

10 閉会

資料一覧表

資料 1	説明請求審査部会の概要	(1 P)
資料 2	長野県の契約に関する条例及び取組方針の概要	(2 P)
資料 3-1	製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の契約状況	(5 P)
資料 3-2	受注希望型競争入札の実施状況	(6 P)
資料 3-3	建設工事等における全国の落札率の推移	(8 P)
資料 3-4	森林整備業務の契約状況	(9 P)
資料 4	前回審議会の主な意見	(10 P)
資料 5	取組方針の変更	(11 P)
資料 6-1	製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格の見直し	(13 P)
資料 6-2	建設工事の入札参加資格の見直し	(15 P)
資料 6-3	森林整備業務の入札参加資格の見直し	(18 P)
資料 7	建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））	(20 P)
資料 8	公用車燃料の調達に係る契約について	(21 P)
資料 9	建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し（災害時の体制評価）	(23 P)
資料 10	業務委託の総合評価落札方式による対象の追加（工事監督支援業務）	(24 P)

長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏名	経歴・役職等
あいざわ ひさこ 相澤 久子	公認会計士
あきば よしえ 秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授、ソーシャル・イノベーション創出センター長
いのまた まさよし 猪俣 正由	長野建設産業労働組合 組合長
いわかた ひろみつ 岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長
きのした しゅう 木下 修	一般社団法人 長野県建設業協会 会長
くりた しょう 栗田 晶	信州大学 経法学部 教授
ささき もと 佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官
なかしま みか 中島 実香	弁護士
にしざわ たかえ 西澤 孝枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役
はま たみえ 濱 民恵	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長
もり しゅんや 森 俊也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授
ゆもと のりまさ 湯本 憲正	自治労長野県本部 副中央執行委員長

説明請求審査部会の概要

1 設置理由・委員構成

(1) 設置理由

「入札及び契約に係る苦情申立手続要領」により再苦情等が申し立てられた際、概ね50日以内に答申する必要があるため、短期間の審議且つ専門的知識を要するため。

(2) 委員構成

3名（長野県契約審議会規則第5条第2項により、会長が指名）

2 審議内容

(1) 県の契約過程等についての再苦情申立てに係る審議

入札・契約の過程に関し、苦情申立てを受けた発注機関の長が回答した内容について、知事に対して再苦情申立てがあった場合に、知事の諮問を受けて審議する。

(2) 工事（委託業務等）成績評価の結果についての再説明請求に係る審議

工事（委託業務等）成績評価に関し、説明請求を受けた発注機関の長が回答した内容について、知事に対して再説明請求があった場合に、知事の諮問を受けて審議する。

3 決議・報告

(1) 部会の決議

部会の決議をもって審議会の決議とする。（長野県契約審議会規則第5条第6項）

(2) 審議会への報告

部会を開催した場合における審議内容は、その後直近で開催される契約審議会に報告を行う。

4 直近5年間の開催状況

	H30	R1	R2	R3	R4
開催件数	1	0	3	0	0

「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要

条例の概要

ア 目的（第1条）

県の契約に関し、

- 基本理念を定める
- 県及び契約の相手方の責務を明らかにする
- 取組の基本事項を定める

県の一定の行政目的を実現するため、契約の活用を図る

県民の福祉の増進

イ 基本理念（第3条）

- 1 契約の適正化
- 2 総合的に優れた契約の締結
- 3 契約内容への配慮
- 4 事業者の社会貢献活動への配慮

ウ 取組方針（第6条）

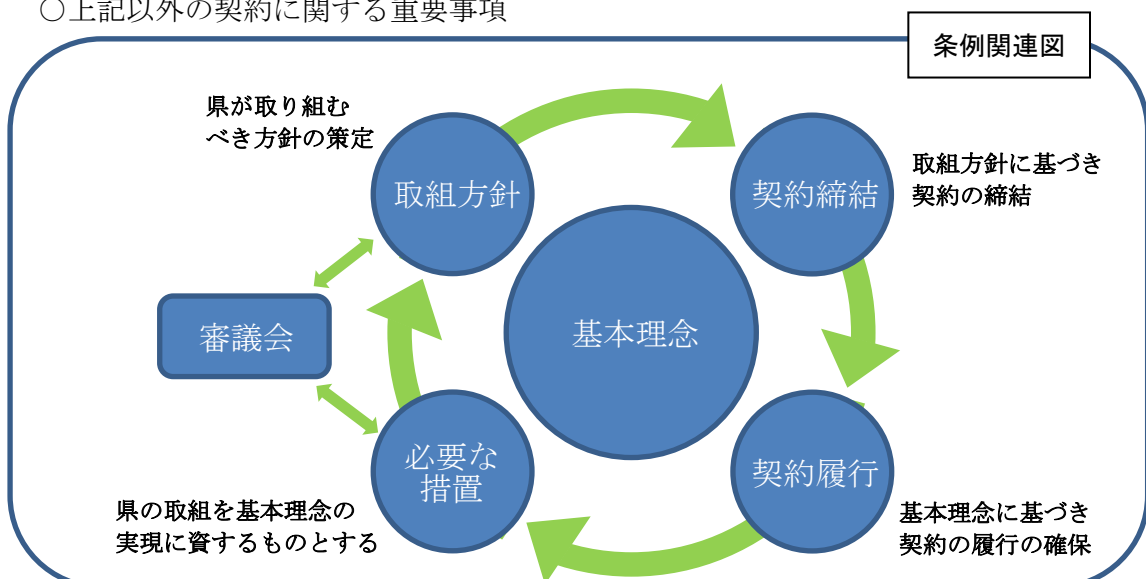
基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針（取組方針）を長野県契約審議会の意見を聴いて定める。

エ 長野県契約審議会（第7条）

契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため長野県契約審議会を設置し、契約に関する重要事項について調査審議する。

重要事項

- 県の契約に関する取組方針の策定・変更に関する事項
- 県の入札及び契約手続の運用状況について報告を受け、検討する事項
- 個別の契約に関する経緯等の審議
- 県の入札及び契約制度の運用に関する事項
- 再説明請求に関すること
- 談合情報についての報告
- 上記以外の契約に関する重要事項



長野県の契約に関する条例

建設工事・建設工事に係る委託契約（建設）、製造・物件・その他契約（その他）における主な成果と取組

目的：契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図る。

制定：平成 26 年 3 月

基本理念 1 地域経済の健全な発展

- 1-1 契約の過程及び内容の透明性の確保
- 1-2 競争の公正性の確保
- 1-3 談合その他の不正行為の排除の徹底

入札情報（入札経過等）の公表 **全案件**[※]

※要領で定められた一部の案件を除く

- ・入札契約情報公表要領の制定（その他）

公募型見積合わせ件数（H25→R3） **2,521 件→3,111 件**

- ・随意契約において、公正性の確保のため、見積者を公募する公募型見積合わせを拡大（その他）

不適切な相手方との契約の防止 **全案件**

- ・入札参加要件において、県税等の滞納がないこと、暴力団関係者でないこと等を設定

基本理念 3 持続可能で活力ある地域社会の実現

- 3-1 地域における雇用の確保が図られること
- 3-2 県産品の利用が図られること
- 3-3 県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること
- 3-4 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者の育成に資すること
- 3-5 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること
- 3-6 その他持続可能で活力のある地域社会の実現に資すること

県内事業者受注率（建設工事 H25→R3） **99.2%→99.5%**

- ・入札参加要件において、原則として地域要件（県内本店）を設定
- ・総合評価落札方式において、本店所在地、除雪契約、小規模補修工事当番、災害時応急活動等を評価（建設）
- ・入札参加資格において、県内本店事業者の労働環境（新卒採用、女性技術者雇用等）の取組に加点（建設）

清掃業務の複数年契約率（H28→R4） **0%→76%**[※]

※庁舎等の清掃業務で予定価格 100 万円以上の案件

- ・庁舎等の清掃及び警備業務の複数年契約を拡大

県産品の調達（H28→R3） **85→195 百万円**

- ・「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、建設工事において利用に配慮

SDGs 推進企業登録数（R3.4→R5.4） **796 社→1,943 社**

- ・入札参加資格において、県内本店事業者の SDGs の取組に加点

基本理念 2 県民に提供されるサービスを 安全かつ良質なものとする

2-1 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止

2-2 価格以外の多様な要素も考慮

平均落札率（建設工事 H25→R3） **91.2%→95.4%**

失格基準価格による失格者（R3） **209 者**[※]

※低入札価格調査を設定した建設工事 1,743 件中

- ・失格基準価格を随時見直し（建設）
- ・庁舎等の清掃及び警備業務に最低制限価格制度（低入札調査制度）を導入し、毎年見直し

総合評価実施率（建設工事 H25→R3） **24.8%→50.6%**

- ・総合評価落札方式の価格以外の評価項目を随時見直し
- ・総合評価落札方式ガイドラインを策定（その他）

基本理念 4 社会的な責任を果たす事業者の育成

- 4-1 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること
- 4-2 ゼロカーボンなど環境に配慮した事業活動を行っていること
- 4-3 障がい者などの就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること
- 4-4 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること
- 4-5 その他社会貢献活動を行っていること

設計労務単価の上昇（建設工事 H25→R4） **1.3 倍**

社会保険への加入 **全案件**[※]

※入札参加資格を要件とする案件

- ・入札参加資格において、県内本店事業者の労働環境（月給制、建設キャリアアップシステム導入、週休 2 日等）の取組に加点（建設）
- ・入札参加資格において、県内本店事業者の障がい者雇用、仕事と子育て両立支援等の取組に加点
- ・総合評価落札方式において、建設マネジメント（経営事項審査の労働福祉の状況、建設キャリアアップシステム活用、週休 2 日工事の実績等）を評価（建設）
- ・入札参加資格において、社会保険の加入を要件に設定（加入義務のないものは除く）

障がい者施設からの調達（H25→R3） **42.0→50.4 百万円**

- ・障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針を作成し、優先調達（随意契約）を実施

長野県の契約に関する取組方針(抜粋)

実施状況：(□)既に実施している取組、(○)着手しているが更に検討を要する取組、(△)今後、検討を進める取組

取組方針	実施状況	取組番号	取組内容
1-1	○	3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】
1-2	○	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】
1-2	○	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み)【その他】
1-2	○	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。(庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み)【全般】
2-1	○	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】
2-1	○	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】
2-2	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中)【入札方式】
2-2	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】
3-1	○	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】
3-2	○	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】
3-3	△	52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】
3-4	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する。【入札方式】
3-6	△ ↓ □	90	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、長野県SDGs推進企業登録などの取組を評価する【参加資格】
3-6	△	91	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル消費推進の取組を評価する【参加資格】
4-1	○	75-1	建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札制度】
4-1	○	75-2	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する。【参加資格】
4-5 ↓ 4-2	△	92	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、事業活動温暖化対策計画制度などの取組を評価する【参加資格】

資料 3 - 1

会計局 契約・検査課

令和4年度 製造の請負等3契約の契約状況について

区分	令和3年度					令和4年度					
	件数 (件) (前年比)	金額 (千円) (前年比)	金額 構成 比 (%)	平均 落札 率 (%)	平均 応札 者数 (者)	件数 (件) (前年比)	金額 (千円) (前年比)	金額 構成 比 (%)	平均 落札 率 (%)	平均 応札 者数 (者)	
製造の請負	422 (103.9%)	165,699 (112.1%)	100.0	81.1	2.7	438 (103.8%)	178,970 (108.0%)	100.0	80.4	2.5	
契約方法	一般競争入札	8 (88.9%)	47,812 (102.8%)	28.9	89.3	2.6	10 (125.0%)	47,039 (98.4%)	26.3	87.4	2.3
	公募型 見積合わせ	414 (104.3%)	117,887 (116.3%)	71.1	80.9	2.7	428 (103.4%)	131,931 (111.9%)	73.7	80.3	2.5
受注者	県内本店	404 (104.7%)	148,904 (115.6%)	89.9	80.6	2.8	420 (104.0%)	160,204 (107.6%)	89.5	79.9	2.5
	県外本店	18 (90.0%)	16,796 (88.1%)	10.1	91.2	1.4	18 (100.0%)	18,765 (111.7%)	10.5	92.3	1.2
	うち県内支店なし	3	3,825	2.3	95.7	1.0	3	2,719	1.5	85.5	1.3
物件の買入れ	2,635 (101.0%)	5,096,259 (87.9%)	100.0	82.8	2.3	2,467 (93.6%)	5,728,338 (112.4%)	100.0	83.8	2.3	
契約方法	一般競争入札	287 (96.6%)	4,271,354 (85.0%)	83.8	88.1	2.1	236 (82.2%)	4,941,091 (115.7%)	86.3	87.3	2.0
	公募型 見積合わせ	2,348 (101.6%)	824,905 (107.1%)	16.2	82.2	2.3	2,231 (95.0%)	787,247 (95.4%)	13.7	83.5	2.4
受注者	県内本店	2,247 (98.9%)	2,738,303 (73.3%)	53.7	82.8	2.3	2,121 (94.4%)	2,354,927 (86.0%)	41.1	83.7	2.3
	県外本店	388 (115.1%)	2,357,956 (114.6%)	46.3	83.1	2.3	346 (89.2%)	3,373,410 (143.1%)	58.9	84.3	2.4
	うち県内支店なし	25	1,016,837	20.0	91.4	1.5	19	350,133	6.1	93.7	1.3
その他の契約	1,079 (108.7%)	22,820,148 (121.1%)	100.0	90.6	1.7	1,038 (96.2%)	12,779,125 (56.0%)	100.0	91.6	1.7	
契約方法	一般競争入札	526 (101.9%)	13,793,023 (304.3%)	60.4	89.0	1.8	467 (88.8%)	7,794,905 (56.5%)	61.0	90.3	1.9
	公募型 見積合わせ	349 (124.2%)	135,043 (122.8%)	0.6	87.8	1.4	381 (109.2%)	144,853 (107.3%)	1.1	89.2	1.3
	公募型 プロポーザル	204 (104.1%)	8,892,082 (62.6%)	39.0	99.5	1.9	190 (93.1%)	4,839,367 (54.4%)	37.9	99.7	1.8
受注者	県内本店	610 (107.2%)	11,631,429 (368.6%)	51.0	90.6	1.9	568 (93.1%)	2,245,612 (19.3%)	17.6	91.3	1.7
	県外本店	469 (110.6%)	11,188,720 (71.4%)	49.0	90.7	1.4	470 (100.2%)	10,533,513 (94.1%)	82.4	92.0	1.6
	うち県内支店なし	73	1,141,069	5.0	90.4	1.7	90	1,959,583	15.3	91.8	1.6
合計	4,136 (103.2%)	28,082,106 (113.3%)	100.0	84.7	2.2	3,943 (95.3%)	18,686,433 (66.5%)	100.0	85.5	2.2	
契約方法	一般競争入札	821 (99.9%)	18,112,189 (188.6%)	64.5	88.7	1.9	713 (86.8%)	12,783,035 (70.6%)	68.4	89.3	1.9
	公募型 見積合わせ	3,111 (104.0%)	1,077,835 (109.8%)	3.8	82.7	2.3	3,040 (97.7%)	1,064,031 (98.7%)	5.7	83.8	2.3
	公募型 プロポーザル	204 (104.1%)	8,892,082 (62.6%)	31.7	99.5	1.9	190 (93.1%)	4,839,367 (54.4%)	25.9	99.7	1.8
受注者	県内本店	3,261 (101.1%)	14,518,636 (206.8%)	51.7	84.0	2.3	3,109 (95.3%)	4,760,743 (32.8%)	25.5	84.6	2.2
	県外本店	875 (112.0%)	13,563,472 (76.4%)	48.3	87.3	1.8	834 (95.3%)	13,925,688 (102.7%)	74.5	88.8	1.9
	うち県内支店なし	101	2,161,731	7.7	90.8	1.6	112	2,312,435	12.4	92.0	1.5

※対象機関は、県の本庁及び現地機関で、企業局、県警及び県外の現地機関を除きます。

※集計対象は、一般競争入札、公募型見積合わせ及び公募型プロポーザル方式であり、これらによらない随意契約等は含まれません。

※一般競争入札には、一般競争入札を行なったが不調・不落となり、最終保障供給契約等により随意契約となった電力調達を含みます。

※個々の数値において端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わないところがあります。

I 受注希望型競争入札の状況

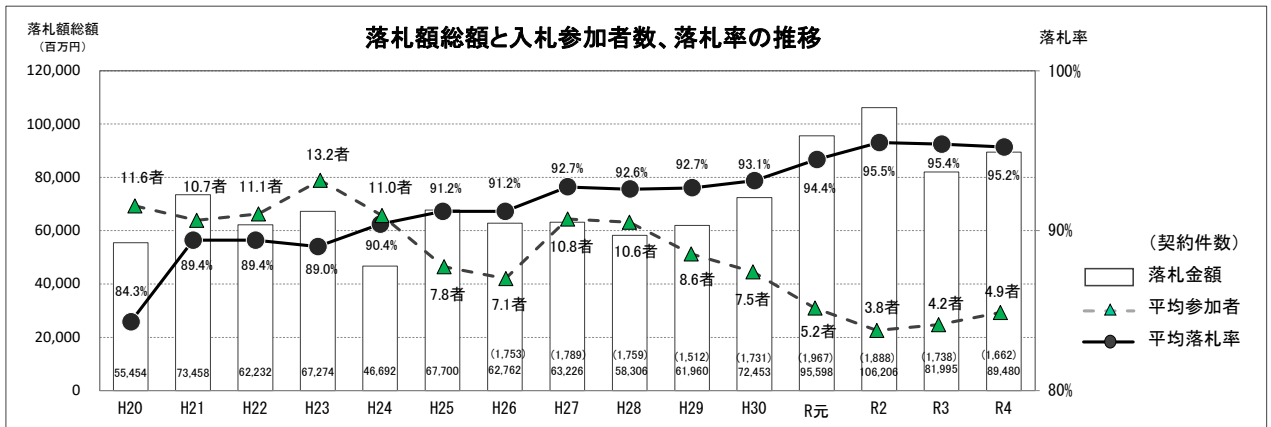
1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 月別・年度別の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区分	開札合計 (件)	不調 (応札なし)	不落	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
令和3年度	4月	96	8	1	87	4.4	95.1
	5月	86	8	1	77	4.9	94.9
	6月	168	15	3	150	4.5	95.5
	7月	254	23	7	224	4.6	95.2
	8月	126	22	4	100	3.7	95.4
	9月	209	29	8	172	3.5	95.5
	10月	132	28	2	102	3.2	95.2
	11月	136	20	6	110	3.0	95.9
	12月	155	32	5	118	3.5	95.6
	1月	145	12	2	131	4.0	95.0
	2月	263	12	0	251	4.5	95.4
	3月	229	13	0	216	4.9	95.8
	合計	1,999	222	39	1,738	4.2	95.4
令和4年度	4月	79	2	1	76	5.9	94.9
	5月	59	5	4	50	6.8	94.9
	6月	125	14	3	108	5.5	94.8
	7月	228	22	5	201	5.6	94.9
	8月	154	20	3	131	3.9	95.4
	9月	189	19	7	163	4.1	95.8
	10月	163	21	4	138	3.5	95.5
	11月	137	20	1	116	4.3	95.0
	12月	174	13	2	159	4.1	95.6
	1月	124	6	3	115	4.1	95.7
	2月	244	9	4	231	5.9	95.0
	3月	178	4	0	174	6.0	94.9
	合計	1,854	155	37	1,662	4.9	95.2
令和5年度	4月	66	5	0	61	5.9	95.3

(2) 近年の入札状況



(3) 地域別(10ブロック)の動向

		佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	全県
令和3年度	平均参加者数(者)	4.6	3.2	6.6	4.4	3.9	1.6	3.6	4.0	4.8	4.4	4.2
	平均落札率(%)	95.1	95.2	94.4	95.6	95.0	99.0	96.3	96.1	94.5	94.1	95.4
	地元受注率(件数)(%)	95.5	88.1	97.4	89.5	93.4	87.8	94.3	94.6	94.1	91.6	93.0
	地元受注率(金額)(%)	91.0	73.1	98.9	91.6	80.2	76.3	83.8	89.9	90.7	80.2	86.2
令和4年度	平均参加者数(者)	5.8	4.2	5.6	3.6	6.8	1.9	3.5	3.8	5.9	5.1	4.9
	平均落札率(%)	94.6	95.0	94.6	96.0	94.3	98.7	96.0	96.4	94.5	94.2	95.2
	地元受注率(件数)(%)	95.5	88.1	95.1	90.8	88.1	89.9	96.5	93.9	95.3	87.8	92.7
	地元受注率(金額)(%)	92.8	83.5	93.6	70.3	64.2	90.8	96.9	95.2	88.8	62.7	82.9

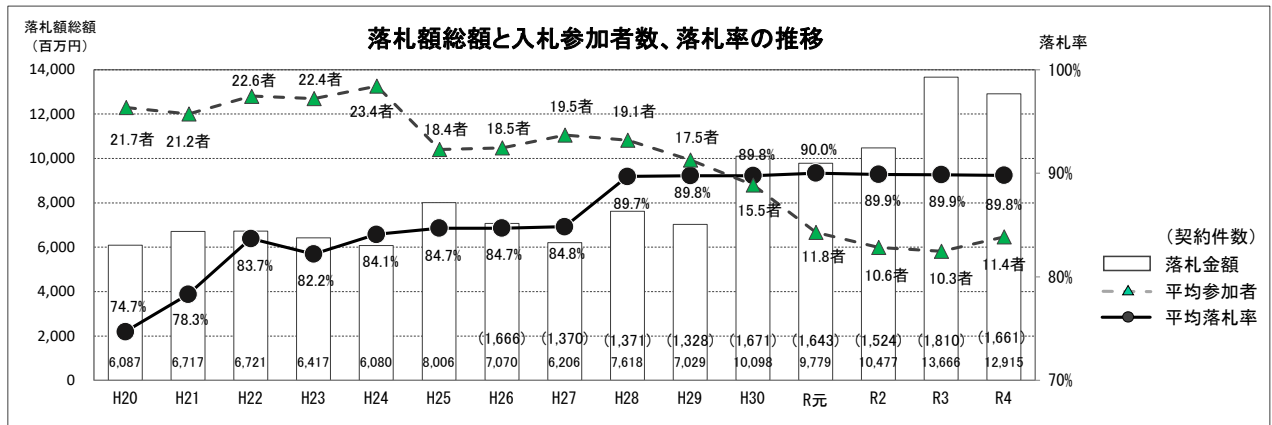
2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 月別・年度別の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区 分		開札合計 (件)	不調 (応札なし)	不落	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)
令和3年度	4月	113	1	0	112	11.5	89.8
	5月	108	0	0	108	12.2	89.9
	6月	214	4	1	209	12.4	89.7
	7月	288	10	1	277	9.8	89.9
	8月	143	4	2	137	7.3	90.0
	9月	142	9	1	132	8.1	89.9
	10月	112	6	0	106	8.2	90.2
	11月	114	7	1	106	9.5	90.0
	12月	141	2	0	139	10.2	89.9
	1月	129	2	0	127	10.7	89.9
	2月	177	2	1	174	10.2	89.6
	3月	183	0	0	183	12.0	89.8
	合 計		1,864	47	7	1,810	10.3
令和4年度	4月	94	3	0	91	9.5	89.6
	5月	60	1	0	59	10.4	90.1
	6月	147	0	0	147	10.6	89.6
	7月	200	4	1	195	12.5	89.8
	8月	132	2	1	129	12.8	90.2
	9月	159	1	1	157	11.2	89.8
	10月	160	1	1	158	11.4	89.8
	11月	118	0	0	118	11.5	89.9
	12月	108	0	2	106	9.9	89.7
	1月	148	0	0	148	11.3	89.8
	2月	216	1	0	215	12.3	89.7
	3月	138	0	0	138	10.9	89.8
	合 計		1,680	13	6	1,661	11.4
令和5年度	4月	64	0	0	64	12.4	90.0

(2) 近年の入札状況



II 総合評価落札方式の状況（令和5年3月末現在）

（単位：件）

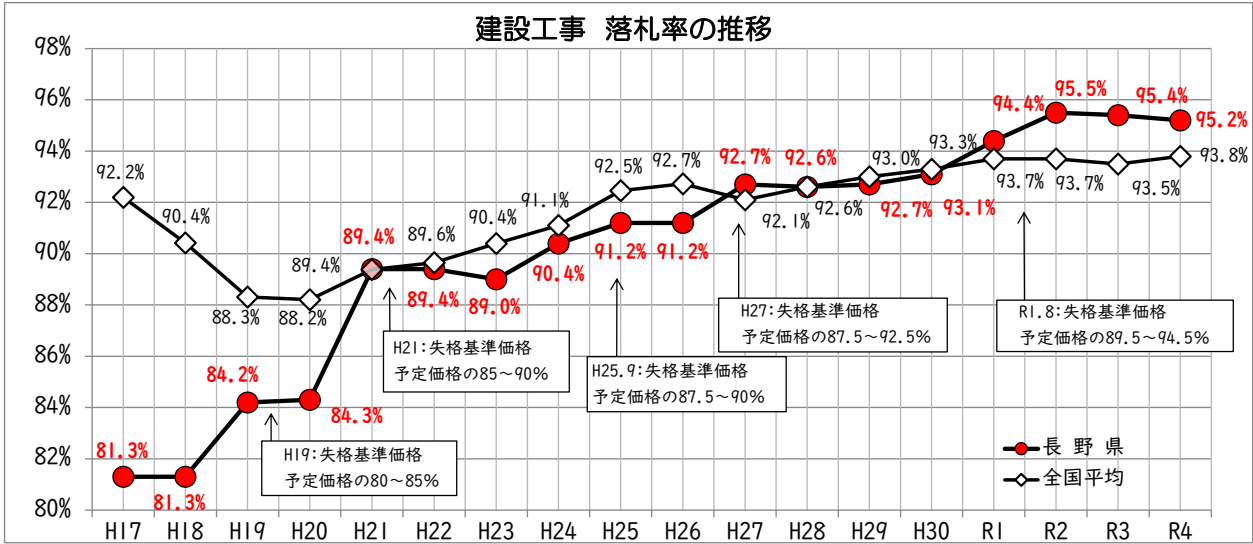
区分		平成16～30年度 (～H20試行)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
工 事	技術等提案型	55	8	2	2	3	技術等提案Ⅱ型含む
	簡易型	6,773	691	772	535	509	
	簡易Ⅱ型	104	109	71	113	130	
	地域貢献等	-	35	153	229	266	R1.8以降実施
	計	6,932	843	998	879	908	
委 託 業 務	技術等提案型	74	0	0	0	5	技術等提案Ⅱ型含む
	簡易型	3,415	524	579	748	776	
	簡易Ⅱ型	574	341	297	338	307	
	計	4,063	865	876	1,086	1,088	
合計		10,995	1,708	1,874	1,965	1,996	

建設工事等における全国の落札率の推移

1. 建設工事

【取組番号3】

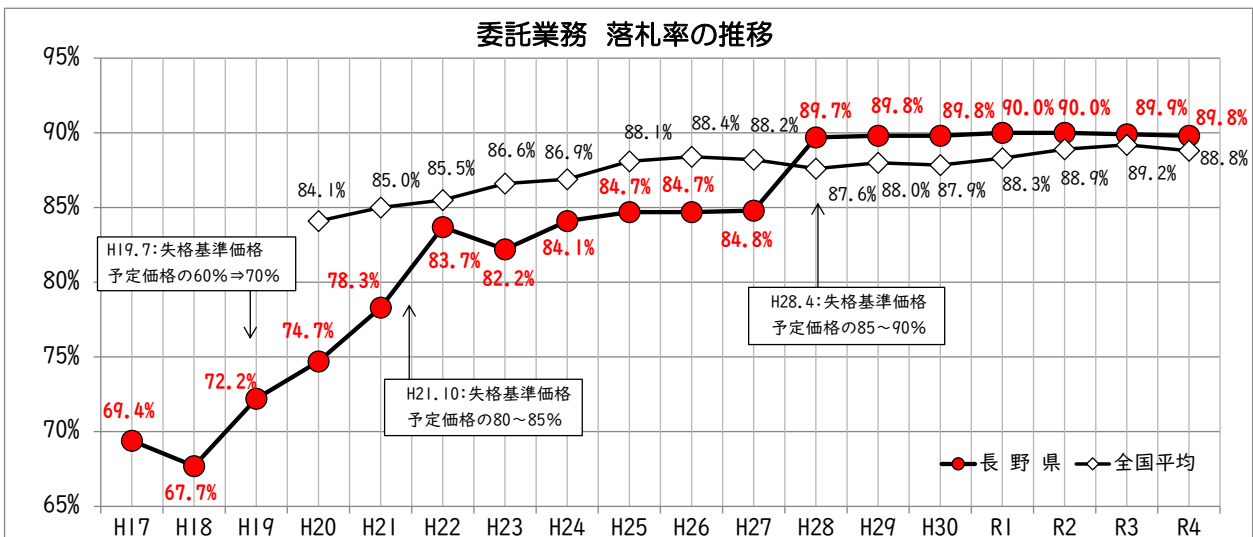
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
長野県	81.3%	81.3%	84.2%	84.3%	89.4%	89.4%	89.0%	90.4%	91.2%	91.2%	92.7%	92.6%	92.7%	93.1%	94.4%	95.5%	95.4%	95.2%
全国平均	92.2%	90.4%	88.3%	88.2%	89.4%	89.6%	90.4%	91.1%	92.5%	92.7%	92.1%	92.6%	93.0%	93.3%	93.7%	93.7%	93.5%	93.8%
隣接8県	94.0%	92.5%	91.7%	91.6%	91.9%	91.6%	92.2%	92.6%	94.1%	93.8%	93.9%	94.4%	94.7%	94.9%	95.2%	95.2%	95.1%	95.5%



※ H25までの他県の数値は「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について（国土交通省、総務省、財務省 調べ）」による。
 ※ H26年度は鳥取県調べ、H27年度からは長野県調べによる。

2. 委託業務

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
長野県	69.4%	67.7%	72.2%	74.7%	78.3%	83.7%	82.2%	84.1%	84.7%	84.7%	84.8%	89.7%	89.8%	89.8%	90.0%	90.0%	89.9%	89.8%
全国平均				84.1%	85.0%	85.5%	86.6%	86.9%	88.1%	88.4%	88.2%	87.6%	88.0%	87.9%	88.3%	88.9%	89.2%	88.8%
隣接8県				87.3%	86.5%	86.2%	88.2%	88.8%	90.7%	90.6%	89.6%	89.9%	90.6%	90.3%	91.2%	91.2%	91.4%	91.5%



※ H25年度までは宮城県調べ、H26年度からは長野県調べによる。

森林整備業務の契約の状況等

【取組番号 3】

1 森林整備業務の内容

○保安林等の適正な維持管理等のために行う森林整備

除・間伐（間引き）、主伐（収穫）、歩道の管理（刈払い）、作業道開設、伐採木の販売（間伐等を受注した者が伐採木を買い取る）、植栽、下刈り（植栽木の生育の邪魔になる草やかん木等の刈払い）等

2 入札方式

○受注希望型競争入札（総合評価落札方式あり）

3 ダンピング等対策

○失格基準価格及び低入札価格調査制度は建設工事と同じ

（受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領を適用）

4 総合評価落札方式制度

（1）対象：予定価格 200 万円以上の業務で、技術的難易度が高い業務や地形・森林の状態・地域社会に精通していることが求められる業務など、発注機関の長が必要と認めたもの

（2）評価項目等：価格点 82～93 点、価格以外点 7～18 点

技術力や地域性のほか、従業員の有害鳥獣捕獲に従事や消防団協力事業所の表示といった社会貢献も評価項目としている

5 契約の状況

（1）過去 5 年の発注件数は年間 40～55 件、1 か所あたりの平均契約額は 341 万～553 万円

（2）低入札価格調査の発生件数は減少傾向にある

年度	H30	R元	R2	R3	R4
随意契約（件）	1	6	1	6	5
受注希望（件）	54	46	42	46	35
うち総合評価（件）	(3)	(2)	(0)	(0)	(0)
発注計（件）	55	52	43	52	40
うち契約計（件）	(39)	(32)	(38)	(39)	(33)
平均契約額（万円）	354	416	341	553	446
平均応札者数	2.0	2.3	1.9	2.0	1.8
平均落札率（％）	96.1	94.5	92.3	94.9	94.3
低入札価格調査（件）	16	13	13	9	7
不調・不落（件）	16	20	5	13	7

前回審議会の主な意見 [令和5年度第1回契約審議会(5月29日)]

項目	取組番号	委員	意見の要旨	回答・対応案等
(1) 災害復旧工事に係る イ 早期発注方式の試行 について	61	吉野委員	・落札業者決定の方法について、随契と早期発注方式の違いをお聞きしたい。	・緊急を要する災害については、災害査定を待たずに随意契約を用いて早期に対応しています。それ以外の緊急を要さない災害復旧については、受注希望型競争入札、または総合評価落札方式によって発注しています。 早期発注方式の試行においては、受注希望型競争入札、または総合評価落札方式によって発注します。
		湯本委員	・早期着工になるということで、設計等を行う建設事務所の職員や、実際の業者の事務処理に支障を来すことあるかと思いますが、その点は大丈夫でしょうか。	・建設事務所の職員については、災害査定の前に発注設計書を作成するのは大変なため、ある程度時間的余裕が持てるような建設事務所の災害に試行を適用したいと考えています。 業者については、災害査定の結果によって設計内容が変更になる可能性があることから辞退を認めておりますが、その他の事務量はこれまでと大きく変わる点はないと思います。
		堀越委員	・受注意向確認の期間は、どのくらいを見ているのでしょうか。落札候補者が辞退したときに、繰り上がった業者が他の工事を受注していた場合、どうするか検討する期間が必要かと思う。 また、工事の金額が変わってきますので、どうするか検討時間も必要になる。	・積算労力等のコストをかけて入札参加した方々が、落札候補者を辞退するということをあまり想定していませんが、仮に辞退するとしても早期に判断をすると思っています。今回の試行の中で見極めていきたいと考えています。
(2) 誰もが働きやすい現 ア 場環境づくりモデル 工場の試行について		西村委員	・「若手や女性技術者の確保・育成」となっていて、それに向けての取組と解釈したのですが、書かれている内容は現場をいかによくするかということで、育成ということに向けて対応する項目がないような気がしたのですけれども、いかがでしょうか。	・確保とは、入ってきていただくこと、育成とは、入ってきた人が育ってやり続けていくという観点から、「確保・育成」の取組の要素として項目を挙げたものです。 働きやすい環境で仕事を続けて、技術者なり現場作業員として育っていただくため、環境を整えて辞めさせない、やりがいを持ってやり続けていただくことを取組の一つとして位置付けしております。
(2) 清掃・警備業務等に イ おける最低制限価格 制度等の最低制限日 額の再改定	18,76	秋葉委員	・大きなトレンドとして、あらゆる産業で人手不足が強烈になっております。とりわけ、この清掃の業務を取り上げますと、ほかの職種と比べて賃金が上げづらいという構造的なところもあるかと思えます。 将来、長野県は安いから避けよう、となってしまうのではないかと懸念をしております。	・最低賃金をベースとしているので、単価が上がったのに、最低制限日額が下がっているところが出てしまったことは今後の検討課題になると考えております。 清掃の場合は、落札率は高いところで推移していますが、今後どういう形でダンピング対策を行うか、いろいろな業種の中で研究していきたいと思えます。
(2) 長野県契約審議会第 エ 3期の審議実績		奥原委員	・基本理念4の「設計労務単価の上昇」は、建設工事で平成25年から令和4年では1.3倍になっているということですが、賃金の支払いも1.3倍になって建設従事者がとても良くなっているということに捉えられかねないか、という疑問があります。 令和4年に長野県の建設労働組合連合会が公共工事従事者に行った賃金実態調査では、建築大工の県の設計労務単価が、当時2万5,200円に対して、実態が常用で1万4,500円で、1日の労務単価に1万円以上もの差があると指摘されています。 適切な賃金の支払いを確実なものにするという取組については、最重要課題とされているので進捗状況をお聞かせ願えればと思います。 また、今後資料も提出いただければと思います。	・賃金実態の調査が重要と考えており、調査の方法等について現在検討しているところですが、今後、状況が明らかになりましたら改めて御報告したいと思います。

取組方針の変更（素案）

1 長野県の契約に関する条例

（県の取組方針）

第6条3 知事は、取組方針を定めようとするときは、（中略）長野県契約審議会の意見を聴かなければならない。

2 変更内容

○ DX 推進に関する取組の追加

1-1 契約の過程及び内容の透明性の確保

（3）DXの推進

93 県の契約において、電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムを導入する。【全般】

○ 公用車燃料の調達に関する取組の追加

3-4 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者の育成に資すること

94 物件の買入れのうち公用車燃料の調達については、県と災害時の燃料供給協定を締結し円滑な燃料調達ができると認められる事業者からの優先調達を図る。
【入札方式】

3 実施状況の整理

時期	取組項目	□既に実施している取組		○今後検討を進める取組
H26 策定時	8 9	4 7		4 2
時期	取組項目	□既に実施している取組	○着手しているが更に検討を要する取組	△今後検討を進める取組
第三期末	9 6	8 0	1 3	3
今回変更	9 8	8 0	1 4	4

4 変更スケジュール

	9月	10月	11月	12月
契約審議会	素案の審議		案の審議	
変更作業	案の修正、内部調整			取組方針の変更

長野県の契約に関する取組方針(素案)(抜粋)

実施状況：(□)既に実施している取組、(○)着手しているが更に検討を要する取組、(△)今後、検討を進める取組

取組方針	実施状況	取組番号	取組内容
1-1	○	3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】
1-1	○	93	(3)DXの推進 県の契約において、電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムを導入する。【全般】
1-2	○	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】
1-2	○	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み)【その他】
1-2	○	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。(庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み)【全般】
2-1	○	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】
2-1	○	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】
2-2	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中)【入札方式】
2-2	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】
3-1	○	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】
3-2	○	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】
3-3	△	52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】
3-4	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する。【入札方式】
3-4	△	94	物件の買入れのうち公用車燃料の調達については、県と災害時の燃料供給協定を締結し円滑な燃料調達ができると認められる事業者からの優先調達を図る。【入札方式】
3-6	△ ↓ □	90	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、長野県SDGs推進企業登録などの取組を評価する【参加資格】
3-6	△	91	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル消費推進の取組を評価する【参加資格】
4-1	○	75-1	建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札制度】
4-1	○	75-2	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する。【参加資格】
4-5 ↓ 4-2	△	92	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、事業活動温暖化対策計画制度などの取組を評価する【参加資格】

製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の 入札参加資格の見直し

【取組番号 20、74等】

1 現在の製造の請負等3契約の入札参加資格の審査について

(1) 資格審査の概要

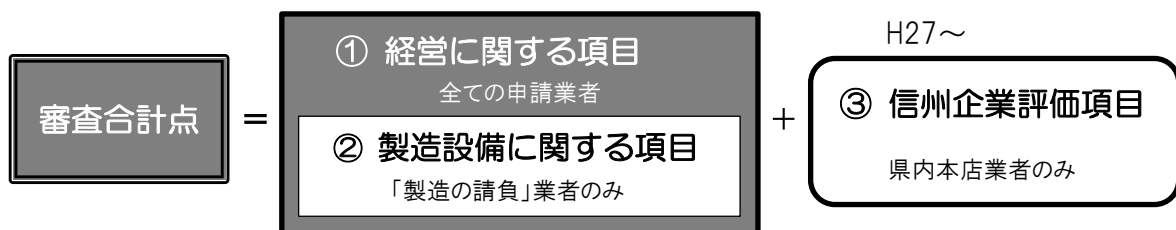
入札参加資格申請の基本要件を満たすことを確認のうえ、県の定める基準に基づき、経営規模等の審査合計点に応じて契約の種類ごと等級を区分する。

【基本要件】

- ア 契約締結能力がない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- イ 県税等の未納がないこと
- ウ 暴力団員等でないこと
- エ 社会保険に加入している者であること（加入義務がある場合）

(2) 審査項目及び点数

等級	資格の種類		
	参加の区分	製造の請負	物件の買入れ その他の契約
A	全ての入札に参加可能	92～129点	80～114点
B	予定価格1000万円未満の入札	69～91点	60～79点
C	予定価格300万円未満の入札	51～68点	48～59点



① 経営に関する項目 （48～100点）

従業員数、純資産額、売上高、流動比率など経営に関する事項について、県の定める一定の評価基準により採点するもの

② 製造設備に関する項目 （3～15点）

「製造の請負」の資格を申請する者について、営業品目の製造に係る自社設備（リース含む）の保有状況を確認し、採点するもの

③ 信州企業評価項目 （0～14点）

社会的責任を果たす県内業者の育成を目指して、県内本店の業者が行う品質確保や環境配慮などに積極的な取組について加点するもの

【信州企業評価項目の考え方】

契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定

- (1) 県の施策と合致するもの
- (2) 多種多様な業種で対応可能なもの（業種・業態を限らないもの）
- (3) 取組状況を申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの
- (4) 一過性でない（継続的な）もの

2 信州企業評価項目の見直し

(1) 環境配慮の取組に「事業活動温暖化対策計画書の作成」を追加

事業活動温暖化対策計画書の作成義務が無い事業者が計画書を作成した場合、環境配慮の取組として点数「2」を付加する。（なお、公的な環境認証の取得と重複して加点はしない。）

事業活動温暖化対策計画書制度とは

長野県地球温暖化対策条例に基づき、県内に本店又は支店・営業所のある事業者が最大3か年の計画期間内での温室効果ガス排出抑制計画を作成するもの。一定の要件を満たす事業者は作成が義務付けられている。

計画書を作成した者は、計画期間中毎年1回温室効果ガスの排出実績を報告しなければならない。

平成26年から制度が始まり、直近の計画期間（R2～4）で856者（うち作成義務の無い者530者）が作成している。

(2) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の改定に伴い、配点を変更

職場いきいきアドバンスカンパニー認証が「ワークライフバランスコース」、「ダイバーシティコース」、「ネクストジェネレーションコース」の3つに分かれたため、点数を「1」から「各コース1（合計3）」に変更する。

職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度とは

仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進め、従業員がいきいきと働き続けられるような多様な働き方を導入し、実践的な取組を行っている「一歩進んだ」企業を認証する制度。

ワークライフバランスコース：様々なライフスタイルやニーズに合わせた働き方ができる企業を認証

ダイバーシティコース：多様な人材を活かし、イノベーションを生み出している企業を認証

ネクストジェネレーションコース：若者や氷河期世代の育成に積極的に取り組む企業を認証

3コース全て認証されると「アドバンスプラス」（上位認証）として認証される

(3) 見直し後の評価点数

加点項目	「信州企業評価項目」の区分 審査対象となる取組	評価点数			R4・5・6 加点事業者数
		R1. 2. 3	R4. 5. 6	R7. 8. 9	
品質確保	ISO9000シリーズの認証取得	2	2	2	91
環境配慮	ISO14000シリーズ等、公的な環境認証の取得	2	2	2	138
	事業活動温暖化対策計画書の策定（義務者を除く）	—	—	2	
障がい者雇用	障がい者の法定雇用率達成（法定義務者）	2	2	2	66
	障がい者の雇用（雇用義務のない者）				71
労働環境	次世代育成支援法行動計画（法定義務者を除く）	1	1	1	85
	「社員の子育て応援宣言！」の登録	1	1	1	217
	育児・介護休業の取得実績（直近4年）あり	1	1	1	196
	職場いきいきアドバンスカンパニーワークライフバランスコース認証				
	職場いきいきアドバンスカンパニーダイバーシティコース認証	—	—	1	—
職場いきいきアドバンスカンパニーネクストジェネレーションコース認証	—	—	1	—	
	女性活躍推進法行動計画（法定義務者を除く）	1	1	1	18
地域貢献等	消防団協力事業所表示制度の認定	2	2	2	149
SDGs	「長野県SDGs推進企業登録制度」の認定	—	2	2	207
合計		12	14	16	

建設工事の入札参加資格の見直し

建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について

1 建設工事入札参加資格について

(1) 資格申請要件

- ア 建設業許可
- イ 経営事項審査の受審
- ウ 2年間の完成工事高
- エ 県税等に未納がないこと
- オ 暴力団員等でないこと
- カ 社会保険の加入

(2) 資格総合点数

申請業種ごとに経営事項審査の総合評定値と長野県内本店企業に限り「信州企業評価項目（旧：新客観点数）」について加点した資格総合点数を算出し、受注可能な請負工事設計金額を区分する「格付け」を実施。

【資格総合点数(A+B)】	
【A:信州企業評価項目】 基準:長野県独自 対象:長野県内業者(希望者)	県内に本店を有する業者を対象に、工事成績、雇用環境の整備、地域貢献などの実績等に対し加点するもの(上限:B(総合評定値)の25%)
【B:経営事項審査の総合評定値】 基準:全国一律 対象:公共工事受注者(義務)	建設業法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事が建設業者の経営規模、施工能力、財務内容、社会性などの事項を審査するもの

例：R4・5・6の土木一式

	1,500万円以上	800～8,000万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満	800万円未満
点数	1007以上	1006～842	841～759	758～675	674以下
区分	A	B	C	D	E

2 信州企業評価項目の考え方

契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定

- (1) 県の施策と合致するもの
- (2) 経営事項審査と重複しないもの
- (3) 該当者が極端に多く(又は少なく)ないもの
- (4) 申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの
- (5) 一過性でない(継続的な)もの

建設工事入札参加資格の審査項目の見直し

1 加点名称の変更

変更内容	理由
「新客観点数」から「信州企業評価項目」に変更	入札参加申請システムの構築により、建設・森林・物品等業務に関する申請窓口を一本化する（R6）にあたり、申請者の混乱を防ぐため、加点名称を統一する。

2 項目削除（5項目）

内容	理由
「県新技術・新工法活用支援事業の登録」及び「NETIS 評価情報登録」	新技術の活用が業界に浸透したことを受け、県の新技術・新工法活用支援事業が平成 29 年度に終了している。技術登録から技術活用へと移っている時流を踏まえ、項目から削除する。
建設キャリアアップシステム（CCUS）導入	建設業法施行規則等の一部改正に伴い、R5.1.から経営事項審査の加点対象となったため。
次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定	建設業法施行規則等の一部改正に伴い、次世代育成法に基づく認定制度が R5.1.から経営事項審査の加点対象となったため。
合併	国の「建設産業構造改善推進プログラム」による倒産等の技術力減退を防ぐ目的は果たしたと考えられるため。
エコアクション 21	建設業法施行規則等の一部改正に伴い、R5.1.から経営事項審査の加点対象となったため。

3 新規項目及び変更項目（4項目）

区分	変更内容	理由
新規（ICT）	国及び県発注の「ICT 活用工事実績」への加点 【1件5点、最大15点】	建設工事における ICT 活用のすそ野を広げ、県内の建設 DX を推進するため。
変更（ワークライフバランス）	「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」への加点拡充 【7点→最大15点】	認証制度拡充（R3.10）へ対応するため。
変更（週休二日）	「4週5休」及び「4週6休」を加点から除外、「4週8休」の加点を拡大 【10点→15点】	若年入職者の増加に向けた環境整備を促進するため。
新規（環境配慮）	「事業活動温暖化対策計画書」の提出への加点 【10点】	「長野県脱炭素社会づくり条例（R2.10 施行）」が目指す「2050 年度までのゼロカーボン達成」に向けた県の取組を推進するため。

建設工事の入札参加資格審査項目の見直し（案）

令和4・5・6年度

最大加点（経営事項審査の総合評価値25%以内）：【土・と・舗】405点、【他】253点

工事成績	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5
	優良工事表彰	基準日直前4年間に於いて、国又は長野県による企業表彰であつて、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となつた場合、表彰1回につき10点
技術力	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点
	新技術登録	基準日において、県新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又はNETIS評価情報登録が確認できる者に加点（1技術につき5点、NETIS申請情報登録は同3点）
	指名停止	基準日直前2年間に於ける指名停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。

削

経営意欲	労働環境	基準日直前4年間に於いて、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）
		基準日において、「社員の子育て応援宣言！」登録企業となっている場合3点、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業の場合は更に7点を加点
		基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点
		基準日直前4年間に於ける新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。
		基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点
		基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）
		基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合（事業者登録：10点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）
		基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合10点
		基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、区分に応じて加点（4週5休：3点、4週6休：5点、4週8休：10点）
合併	基準日直前5年間に於いて、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合50点（営業譲渡は除く）	
環境配慮	基準日において、エコアクション21又は地域版環境プログラム 南信州いいむす21等の認証登録（10点）※経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外	
	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者の場合10点	
SDGs	申請日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点	

削

削

削

地域貢献	地域貢献	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点
		基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点
	労働福祉	基準日直前の6月1日において、障害者法定雇用率を達成している場合10点、基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点

令和7年度以降

最大加点（経営事項審査の総合評価値25%以内）：【土・と・舗】349点、【他】196点

技術力	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5
	優良工事等表彰	基準日直前4年間に於いて、国又は長野県による企業表彰であつて、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となつた場合、表彰1回につき10点
	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点
	新 ICT	基準日直前2年間のICT活用工事実績（国及び県発注工事）1件につき5点（最大15点）

新

雇用環境	改 休業制度・実績	基準日直前4年間に於いて、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）
	改 ワーク・ライフ・バランス	基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合3点、また「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証毎に5点加点（Aワークライフバランスコース、Bダイバーシティコース、Cネクストジェネレーションコース）（最大15点）
	労働安全衛生	基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点
	若年者雇用	基準日直前4年間に於ける新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。
	女性活躍	基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点
	障がい者雇用	・基準日直前の6月1日において、法定雇用率達成者10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点
	雇用維持・安定雇用	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）
	改 週休二日等休日制度	基準日において、「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合に加点（4週8休：15点）

改

改

社会的責任・貢献	改 環境配慮	基準日において、次のいずれかに該当する場合10点（事業活動温暖化対策計画書の提出、地域版環境プログラムの認証登録）※経審でISO14001等が「有」の場合は対象外
	産業廃棄物	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合10点
	SDGs	基準日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点
	防災	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点
	協力雇用主	基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点
	指名停止	基準日直前2年間に於ける指名停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。

改

森林整備業務の入札参加資格の見直し

【取組番号 20、21】

1 森林整備業務入札参加資格について

(1) 資格申請要件（平成 13 年 4 月から運用、令和 3 年 11 月から現行）

- ア 資本金の額が 200 万円以上であること
- イ 成年被後見人等の登記がされていないこと
- ウ 県民税等に滞納がないこと
- エ 業務管理者、専門技術者、技術作業員 2 名以上を有すること
- オ 加入が義務付けられている各種保険等に参加していること
- カ 労働安全衛生管理体制等の資格者を有すること
- キ 暴力団員等でないこと

(2) 資格総合点数（平成 20 年 5 月から運用、令和 3 年 11 月から現行）

経営規模に応じた競争を進め、自社施工の原則に立った適正な施工体制を確保し、品質に優れた森林整備が行われるよう、格付けと発注標準金額を設定

$$\text{資格総合点数} = \text{①客観的事項の総合評定値} + \text{②信州企業評価項目}$$

① 客観的事項

経営事項審査の「完成工事高評点」（過去 2 年間の森林整備業務平均完成工事高による）と「技術職員の数の点数」（技術職員数による）に準じて算出

② 信州企業評価項目（旧：新客観的事項）

「経営基盤」「直営能力」「労働福祉」「労働安全」「労働災害」「労働環境」「信用状態」「SDGs」「環境配慮」を点数化（算出された信州企業評価項目の総合評定値は、客観的事項の総合評定値の 20%を限度として加点）

例：間伐等業務の格付け別、資格総合点数及び応札可能金額（R 4～6 年度）

応札可能金額	100 万円以上の全て	800 万円未満	500 万円未満
資格総合点数	750 点以上	590 点以上 750 点未満	590 点未満
区分	A	B	C

【信州企業評価項目の考え方】

契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定

- (1) 県の施策に合致するもの
- (2) 申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの
- (3) 一過性でない（継続的な）もの

2 信州企業評価項目（旧：新客観的事項）を以下のとおり改正

- (1) **変更 1** 「労働福祉」のうち、加入率が 98%と高い各種退職金共済への加点を半減（20 点→10 点）
- (2) **変更 2** 「労働環境」改善のため、週休二日等休日制度への加点を倍増（4 週 5 休：3 点→5 点、4 週 6 休：5 点→10 点、4 週 8 休：10 点→20 点）
- (3) **新規** 「環境配慮」に係る各制度の普及を図るため、基準日における ISO14000、エコアクション 21 又は地域版環境プログラム（南信州いいむす 21 等）の認証登録又は事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者に 10 点を加点

森林整備業務における資格総合点数の加点内容の改正

<p><客観的事項></p> <p>総合評定値の算出 「完成工事高評点」×0.3+「技術職員の数の点数」×0.7</p>		
<p>完成工事高評点 (森林整備工事実績)</p>	<p>資格審査基準日の属する営業年度の直前の2年分の平均金額により評点算出テーブルから算出する。</p> <p>※1 県と国(国有林)及び林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る)の発注した森林整備業務</p> <p>※2 元請金額と県発注に係る下請金額×0.5を合計した完成工事高</p>	
<p>技術職員の数の点数</p>	<p>資格審査基準日における技術職員数値により評点算出テーブルから算出する。</p> <p>※1 技術職員数値=専門技術者数×5+その他技術者数×1</p>	
<p><信州企業評価項目(旧:新客観的事項)> 【R7変更】(名称)</p> <p>客観的事項の総合評定値の20%を限度として加点</p>		
<p>経営意欲</p>	<p>経営基盤</p>	<p>・林業労働力確保促進法による認定事業体:20点</p>
	<p>直営能力</p>	<p>・林業機械の種別に応じて所有及びリースに加点 集材機・トラクタ・林内作業車・自走式搬器・グラップル:3点/台 高性能林業機械:5点/台 リース物件は契約期間が2年以上のものに限る 本項目全体で上限30点</p>
<p>雇用環境 【R7変更】 (名称・区分)</p>	<p>労働福祉 【R7変更】 (点数)</p>	<p>・中退共、林退共、特定退職金共済又は建退共に加入させている場合:10点 ・過去2年間に技術職員を新規雇用した場合:5点 (ただし、基準日現在在職する通年雇用者に限る)</p>
	<p>労働安全</p>	<p>・林災協に加入している場合:20点 ・振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合:20点</p>
	<p>労働災害</p>	<p>・資格審査基準日の直前2年間に於いて4日以上休む労災を起こした場合、 人数×-10点、死亡は×-50点</p>
	<p>労働環境 【R7変更】 (点数)</p>	<p>・資格審査基準日において「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合、 4週5休(又は年間休日82~93日):5点、4週6休(又は年間休日94~119日):10点、4週8休(又は年間休日120日以上):20点</p>
<p>社会的責任/ 社会貢献 【R7変更】 (名称・区分)</p>	<p>信用状態</p>	<p>・資格審査基準日の直前2年間に於いて指名停止を受けた場合、月数×-10点(月数は切り上げ)</p>
	<p>SDGs</p>	<p>・申請日においてSDGs推進企業登録制度への登録を受けている場合:10点</p>
	<p>環境配慮 【R7新規】</p>	<p>・基準日におけるISO14000、エコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録又は事業活動温暖化対策計画書の提出:10点</p>

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、平成 27 年 10 月から随時見直しを行いながら実施しており、現在、主任技術者・現場代理人への配置について加点を実施。
- 一方、女性技術者については現在取組をしていないが、建設業の現場で働く女性技術者の割合は全産業に比べ低く、誰もが活躍できる建設業の実現に向け、改善の余地は大きい。若手技術者に加え、女性技術者の活躍の場の確保が必要。
【全産業における女性の割合 45%に対し、建設業技術者における女性の割合は 3%】

2 見直し内容

【見直し（拡大）】

- 1) 主任技術者及び現場代理人への配置の加対象について、若手技術者に加え、女性技術者も評価する。（年間 30 件程度で試行）

（現行）		（見直し後）	
評価項目		評価項目	評価点 (変更なし)
若手技術者（40 歳未満）の主任技術者への配置	➔	若手技術者（40 歳未満）・ <u>女性技術者の主任技術者への配置</u>	0.5
若手技術者（35 歳未満）の現場代理人への配置 ※主任技術者と兼任する場合は評価しない		若手技術者（35 歳未満）・ <u>女性技術者の現場代理人への配置</u> ※主任技術者と兼任する場合は評価しない	0.25

- 2) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40 歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

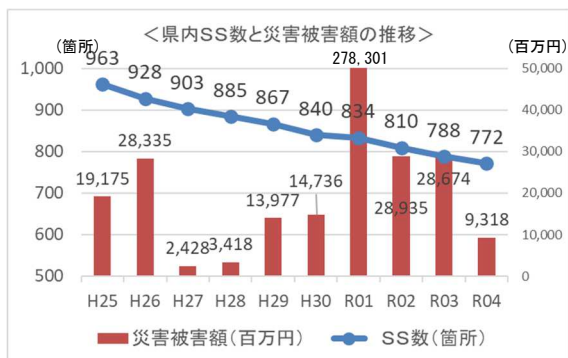
3 実施時期

令和 6 年 4 月の公告案件から適用

公用車燃料の調達（石油協同組合との随意契約）について

1 現状と課題

(1) 県内のガソリンスタンド（サービスステーション：SS）の状況



- ・令和元年の台風 19 号による千曲川の氾濫をはじめ、県内では毎年豪雨等による甚大な被害が発生しており、防災体制の強化が求められています。
- ・一方で、県内の SS は、年々減少し続けており、「しあわせ信州創造プラン 3.0」で目指す、災害に強い県づくりを推進するため、災害時の燃料の供給拠点となる SS の維持・確保が課題となっています。

2 国等の方針

(1) 国の方針

＜令和 5 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 5 年 4 月閣議決定）＞

- ・災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達が認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等々を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

(2) 他県の状況（R5.4 時点）

- ・石油組合との随意契約を実施… 3 1 県

(3) 長野県の契約に関する条例

＜条例第 3 条 3 項(4)＞

- ・県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者の育成に関すること

3 石油組合との随意契約の導入

(1) 公用車燃料の調達概要

- ・県庁及び現地機関毎に単価契約
- ・公用車数：約 1,400 台
- ・年間予算額：約 149,000 千円（R4）

(2) 長野県石油協同組合

- ・県内事業者の約 9 割が加盟する組合（274/308 事業者）
- ・県と「災害時における石油燃料の供給等に関する協定」を締結（平成 27 年 6 月 1 日）
- ・共同受注体制が整っている等の要件を満たす「官公需適格組合」（中小企業庁）の認定を受けており、県内全域で円滑な燃料調達が可能

＜随意契約理由＞

以下の条件を満たす唯一の事業者

- ① 県と災害時の燃料供給協定を締結している。
- ② 県内全域で共同受注体制を有し、広域のかつ円滑な燃料調達が可能である。

(3) 現状との比較

項目	現 状	導 入 後
契約方法	県庁及び現地機関毎に、一般競争入札又は公募型見積合せ	全県一括で、石油組合と随意契約
選定要件	庁舎の近隣にあること	災害時の燃料供給協定の締結、 県内全域での給油
契 約 数	86	1
給油可能 SS	各機関が契約した SS のみ	(災害時) 県内全域 90 箇所 (平 時) 112 箇所*

※(JA グループ等の 22 箇所を含む)

(4) 導入による効果

- ・ 県内の SS が年々減少していく中、災害時に円滑に燃料調達できる SS を一定数確保できる。
- ・ 県内全域で共通カードによる給油が可能となり、公用車使用の利便性が向上する。
- ・ 契約数の削減により契約事務が大幅に効率化する。

4 導入時期（予定）

- ・ 令和 6 年度：県庁＋会計局現地機関（約 100 台）で試行
- ・ 令和 7 年度：県庁＋会計局、建設部現地機関（約 550 台）に拡大
- ・ 令和 8 年度：導入可能な全ての機関で実施

(参 考)

＜令和 5 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（第 2 3（7））＞

- ・ 国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われている環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際は、②に留意するとともに、(中略)当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達が認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

＜官公需における中小石油販売業者に対する配慮について（令和 5 年 4 月経済産業省）＞

- ・ 基本方針における「中小石油販売業者に対する配慮」についての解説（抜粋）
- 「費用対効果において優れたものとする等と十分な検討」においては、目先の契約での便益に限定することなく、中長期的な視点で評価して差し支えない。つまり、随意契約で当該石油組合と契約することにより管内の燃料供給拠点が維持され、災害時に円滑に燃料調達できることが、一般競争により調達することに生じる価格優位性と比較して便益が大きいと考えられる場合には、費用対効果において優れたものであるといえる。

建設工事の総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）における 評価方法の見直し（災害時の体制評価）

【取組番号 62】

地元建設企業がその役割を担い続けることができるよう、地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図ることを目的に令和元年 8 月以降の公告案件から『総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）』を行っています。今般、建設業法ならびに建設業法施行規則の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたことから、これに伴い経営事項審査を活用している評価方法を見直します。

1 現状と課題

- 総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）においては、災害復旧への備えのある者として、災害時の復旧に必要な建設機械の保有について、経営審査事項において 1 台以上保有していることが確認できる者に加点を実施。
- 令和 5 年 1 月 1 日の経営事項審査の改正に伴い、経営審査上の加点対象となる保有機械について、ダンプトラックの積載量の拡大（5t 以上→すべて）ならびに、ハンドガイドローラーや高所作業車の追加等がなされたことから、地域の実情にあわせ「災害時の復旧に必要な建設機械の保有の評価」についての見直しの必要が生じている。

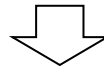
2 見直し内容

【見直し】

災害時の復旧に必要な建設機械の保有の評価について、保有機械の種別や台数など、発注機関ごとに地域の災害時の対応や企業の実情を踏まえた選択ができるようにする。

（現行）

災害時体制（必須）：災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。（0.5 点）
経営事項審査「建設機械の保有状況（W7）」の加点を得ている者
※ 1 台以上の所有があれば W7 は加点される



（見直し後）

災害時体制（必須）：災害時の復旧に必要な建設機械の保有を評価する。（0.5 点）

（次の中から発注者が選択）

- 1) 経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）の加点を得ている者
- 2) 経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）において、発注者が定める点以上の加点を得ている者
- 3) 発注者が定める建設機械種別ならびにその台数（必要に応じオペレーターを追加）を確保している者

3 実施時期

令和 6 年 4 月の公告案件から適用

業務委託の総合評価落札方式における 対象の追加（工事監督支援業務）

【取組番号 23】

品質の高い工事物を完成させるために発注者と施工業者の間に入って工事の調整・支援を行う工事監督支援業務について、品質確保の強化を目的に、現行の受注希望型競争入札に加え、新たに総合評価落札方式により、体制や実績などの価格以外の評価も含めた受託者の決定を行うことを可能とします。

1 現状と課題

- 工事監督支援業務については現在受注希望型競争入札により受託者を決定。
- 受託者により業務理解度や実施体制等が異なり、工事物の品質確保に対し、課題がある。

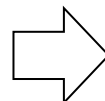
2 見直し内容

【見直し】

現行の受注希望型競争入札に加え、新たに総合評価落札方式（技術提案型）により、体制や実績などの価格以外の評価も含めた受託者の決定を行うことを可能とすることで、品質確保体制を強化する。

(現行)

受注希望型入札



(見直し後)

受注希望型入札
もしくは
総合評価落札方式（技術提案型）

(技術提案を求める内容（例）)

管理技術者：資格、同種業務実績、地域精通度

担当技術者：同種業務実績

実施方針：業務理解度、実施体制

3 実施時期

令和6年4月の公告案件から適用